

企業・事業所のみなさまへ

障害のある方の雇用をサポートします

障害者法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づき、企業には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

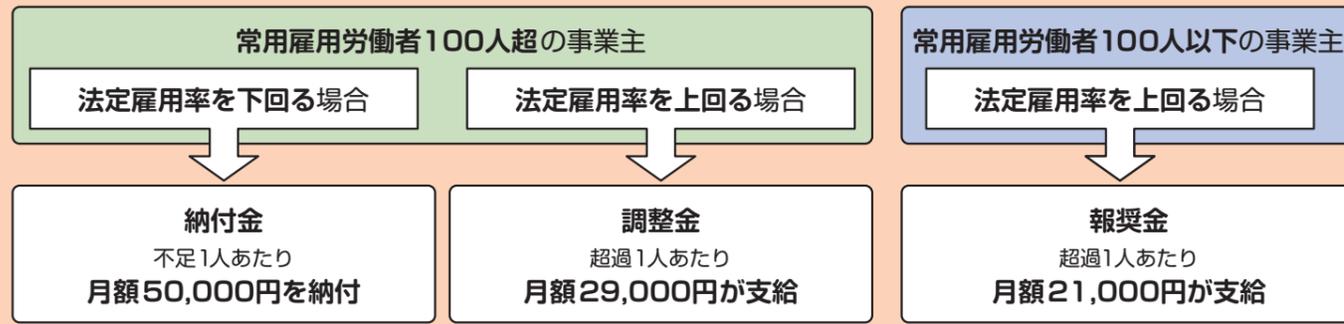
令和6(2024)年4月～
法定雇用率 2.5%
(従業員数40.0人に1人)

令和8(2026)年7月～
法定雇用率 2.7%
(従業員数37.5人に1人)

雇用する障害者の算定方法	週の所定労働時間		
	週30時間以上	週20～30時間	週10～20時間
重度身体障害者(1,2級,3級が2つ以上重複)	2カウント	1カウント	0.5カウント
身体障害者(3～6級,7級が2つ以上重複)	1カウント	0.5カウント	—
重度知的障害者(1,2度)	2カウント	1カウント	0.5カウント
知的障害者(3,4度)	1カウント	0.5カウント	—
知的障害者(職業上重度判定あり)	2カウント	1カウント	0.5カウント
精神障害者	1カウント	1カウント	0.5カウント

障害者雇用納付金制度

常用雇用労働者100人超の事業主は、毎年度、納付金の申告が必要です。



障害者を雇用した場合の主な助成金

- ・トライアル雇用助成金
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース) など

【詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。】

- ・障害者作業施設設置等助成金
- ・障害者介助等助成金
- ・職場適応援助者助成金
- ・重度障害者等通勤対策助成金 など

【詳しくは(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業センターにお問い合わせください。】

企業・事業所に求められる事項

▷ 障害者差別の禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

▷ 合理的配慮

事業主は過重な負担にならない範囲で障害者に合理的配慮を提供する必要があります。障害者一人ひとりの状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ個性が高く、個々の事情がある障害者と事業主との相互理解の中で提供されます。



お気軽にご相談ください

問い合わせ先

<ワークサポート杉並>

公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団 〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
TEL:03-5346-3250 FAX:03-5346-3253 E-mail:w.s.s@sugi-jigyodan.or.jp

2024年12月作成



ワークサポート杉並は杉並区が出資して設立した公益財団法人です。
ご利用にあたり、費用はかかりません。

ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害者雇用制度の整備が進んだことなどにより、障害のある方の雇用は年々増加しています。
しかしながら、働く意欲と能力があるにもかかわらず、就労の機会に恵まれない方はまだまだ多くいます。
杉並区内の企業や事業所の方々に障害者雇用のことをもっと知っていただき、障害のある方が身近な場所でいきいきと働き続けることができるよう、ワークサポート杉並は様々な支援を行っています。

こんな困りごとはありませんか

うちには障害の人がやれる仕事はないなあ



(事業主)

どのように接すれば良いのかわからない



(人事担当者)

これ以上皆の負担が増えるのは困るんだけど



(職場担当者)

雇用前 のサポート内容

雇用相談

- 障害者雇用に関するご相談** まずはご連絡ください。職員が職場にお伺いします。
- 障害特性や配慮事項のご説明** 事前に説明を聞き、雇用の受け入れを準備することができます。
- 業務の組み立てや切り出しのご提案** 障害特性に応じた業務内容をご提案します。
- 障害者雇用制度や助成金などに関する情報提供** ※1

※1 ワークサポート杉並では職業紹介を行っていません。職業紹介を行うハローワークと連携して支援しています。

就労支援

- 面接への同行** 応募書類作成の支援で得た情報に基づき、就労希望者の障害特性や配慮事項を補足説明します。
- 職場実習** ※2 採用前に、就労希望者の作業スキルなどを把握し、職場への適応を実際に確認することができます。
- 雇用契約手続き時の同席** 必要に応じて、雇用契約手続き時に就労支援機関として同席します。

※2 職場実習では、賃金、交通費、傷害保険料などの企業・事業者による費用負担はありません。

障害者が行っている主な業務の具体例

- | | | | |
|----------|------------|---------------|-----------|
| PCデータ入力 | アンケート集計の入力 | 会議の議事録のテープ起こし | 観葉植物の水やり |
| 書類のPDF化 | 書類のファイリング | シュレッダー | 社用PCの貸与管理 |
| 文房具の在庫管理 | 文房具などの発注 | PCの初期設定 | 資料の印刷 |
| 社員証の貸与管理 | 各部署の郵便物の集配 | 郵便物の仕分け | 会議の設営 |
| 宛名ラベル貼り | 資料の丁合・封入 | 会議室や応接室などの清掃 | など |

働いている障害者の声

会社の力になっていると評価され、やりがいを感じています。



給料をもらい、自立した生活を送ることができて、とても嬉しいです。

雇用後 のサポート内容

定着支援

※3

- 職場訪問** 雇用した企業や働く障害者の希望により、職場訪問を行います。最終的には企業によるナチュラルサポートを目指します。
- 職場適応に関するご相談** 職場内の異動などにより、職場環境に変化があった場合にも支援します。
- 雇用した障害者の就業上の生活支援** 就労継続のための生活面の支援も行っています。

※3 定着支援の利用期間に期限はありません。杉並区に在住で、すでに雇用している障害者の定着支援も行います。

その他 のサポート内容

- 採用を前提としない職場体験実習** 杉並区との共催で、採用を前提としない職場体験実習の受け入れのご相談にも応じています。就職を目指す障害者が実際の仕事を体験する場を直に知ることができます。
- 訓練見学会・情報交換会** 障害者が実際に訓練している様子を見学する機会や企業同士による情報交換を行う場を提供します。

雇用後の企業担当者の声

事前に具体的な配慮事項を知ることができ安心して受け入れることができた。

定型的な業務を引き受けてくれたので、他の従業員に新しい業務を頼むことができた。



(事業主)

どのように配慮すればいいのか、会社だけで悩まなくても済むようになった。障害特性を理解して、接し方がわかってきた。業務の見直して、社内での効率化が進んだ。

会社ではフォローすることが難しい家庭とのパイプ役や余暇の相談にのってくれる。

社員の皆で助け合うという気持ちが会社内に芽生えてきた。



(職場担当者)



(人事担当者)